<u>電子マネー分野の</u> オープン API に係る電文仕様標準

一般社団法人電子決済等代行事業者協会

Ver. 1.0

改訂履歴

版数	発行日	改定内容	担当者
Ver. 1.0	2020年11月2日	・初版制定	電子決済等代行事業者協会
			事務局

目次

1.	はじめに	4
2.	オープンAPIに係る電文仕様標準の目的と位置付け	5
3.	電文仕様標準	6
3.	1 残高照会	6
3.2	2 トランザクション照会	7
4.	今後に向けた検討事項	9

1. はじめに

- a 本文書は、電子マネー(本書において、資金決済法第2条に定める前払式支払手段及び 資金移動業(電子マネー以外の送金サービスを行う場合を除く)を言う。以下同様とす る。)」に係る、①残高照会、②トランザクション照会を当面の対象として、API のメッ セージ上の標準的な項目やその定義等の目安となる「電文仕様標準」を定めるものであ る。
- b 全国銀行協会「オープン API のあり方に関する検討会」『オープン API のあり方に関する検討会報告書-オープン・イノベーションの活性化に向けて-」(2017 年 7 月 13 日)「2. API 仕様の標準化について」(8頁)においては、銀行 API の当面の開発上の指針として、同文書で定める「電文仕様標準」のほか、API 仕様の標準化についての「基本的な考え方」、関係者が API を開発するに当たって留意すべき「開発原則」、推奨される API の基本的な仕様を定める「開発標準」の三点が定められている。本文書の参照にあたっては、これら他の指針も併せて確認されたい。
- c なお、本文書は、API 連携を目指す電子マネー会社と FinTech 企業等が個別に協議して仕様を検討することや、各電子マネー会社におけるオープン API に係る戦略等を踏まえた仕様の汎用性や拡張性を確保する取組みを妨げるものではなく、むしろこれらの取組みは積極的に推奨される。

- 2. オープンAPIに係る電文仕様標準の目的と位置付け
- a「電文仕様標準」は、API のメッセージ上の標準的な項目やその定義等の目安を定める ものである。項目の規定に際し、以下 3 区分を定義する。

標準項目:各項目の定義が明確であり、且つ最低限必要と考えられるもの。

推奨項目:各電子マネー会社で実現可否や仕様が異なるものの、対応することが望まし いもの

任意項目:各電子マネー会社で実現可否や仕様が異なるものの、可能な場合は対応が望まれるもの。

- b「電文仕様標準」は、FinTech サービスにおいて使用される基本的な項目やデータについて、定義の一貫性を確保し、接続相手方において加工、集計/統合を容易化するとともに、利用者の誤認を防止し、もってオープン・イノベーションが醸成されやすい環境の実現を後押しすることを目的としている。
- c「電文仕様標準」への準拠は、各電子マネー会社において検討・判断される¹。また、最終的な仕様は、電文仕様標準に機械的に準拠するのではなく、APIの汎用性、拡張性も十分考慮するとともに、接続相手方との協議やサービスの特性等を踏まえて、決定されることが重要である。
- d「電文仕様標準」は、一般社団法人電子決済等代行事業者協会が事務局となって、電子マネー業者、IT事業者、API接続先企業等の各関係者の意見も参考にしつつ、取りまとめられた。今後も必要に応じて内容の追加や見直しに検討が行われること、および関係者におけるAPI開発上の指針として参照されることを期待する。

 $^{^1}$ 「電文仕様標準」は標準(Standard)であり、規則(Regulation)ではない。なお、「電文仕様標準」に準拠しようとする電子マネー会社のうち、先行して API を開発済の電子マネー会社においては、バージョンアップやリプレイス等のタイミングで準拠を目指すといった様々な取組みが考えられる。

3. 電文仕様標準

認証・認可方式については、OAuth2.0を前提とした認証・認可を行う。(電子マネー会社が提供している WEB サービス用の ID/PW 認証が前提)アクセストークンの発行単位は OAuth 認証の ID 単位によるが、各電子マネー会社で仕様が異なるため、実際の契約・開発時には事業者間での調整が必要である。

3.1 残高照会

リクエストメッセージ

#	項目	値の記述方法	説明
特になし			

レスポンスメッセージ

# 1	項目	/+ - == N 1.N1.		
	タロ	値の記述方法	説明	
標準項目				
1	現在残高	数字	応答時点における現在残高	
2	最終取引日	ISO8601 等に準じた表記	利用残高に対して最後にその変化	
F	時		(取引)が発生した日時	
推奨項	[目			
3 4	現在残高有	ISO8601 等に準じた表記	現在残高に有効期限がある場合、そ	
3	効期限		の日付	
4 F	現在残高 2	数字	「ボーナスキャッシュ」等、項目1	
			で管理する通常の円相当残高とは	
			異なるが、それに準じて決済利用可	
			能な残高	
			複数ある場合は 3,4 等、存在する分	
			だけ項目を追加して良い	
5 £	現在残高 2	ISO8601 等に準じた表記	現在残高2に有効期限がある場合、	
1 1	有効期限		その日付	
6 7	ポイント数	数字	「○○ポイント」等、独自のポイン	
			トを保有する場合その残高	
7	ポイント有	ISO8601 等に準じた表記	ポイントに有効期限がある場合、そ	
3	効期限		の日付	
8 5	更新通知		Webhook 型の通知により、アクセ	
			ス負荷を双方で軽減することが望	

		ましい
9	データ反映	利用日から実際に明細データが反
	スピードに	映されるタイムラグを事前に把握
	係る記載	できることが望ましい

3.2 トランザクション照会

リクエストメッセージ

#	項目	値の記述方法	説明
標準	項目		
1	開始日	ISO8601 等に準じた表記	取得する明細の期間の初日
2	終了日	ISO8601 等に準じた表記	取得する明細の期間の最終日

レスポンスメッセージ

#	項目	値の記述方法	説明		
標準	標準項目(ページング)				
1	ページング		トランザクションをページングし		
	情報		てレスポンスする場合に必要とな		
			る各種情報		
			ページング仕様は各社にあったも		
			のとして良い		
標準	項目(取引明)	細)			
2	トランザク	各社で自由な形式	明細を識別するための識別子。再利		
	ション ID		用のないユニークな ID		
3	取引種別	システム的な区分値となるも	「決済」「チャージ」「送金」「受取」		
		Ø	「決済キャンセル」「キャッシュバ		
			ック」など、その取引がどのような		
			種類のものか		
			各社オリジナルの取引種別もある		
			ため、業務的な定義は別途各社ごと		
			に定める		
4	取引日時	ISO8601 等に準じた表記	そのトランザクションが発生した		
			日時		
5	金額	数字	そのトランザクションによって残		
			高に発生した増減額		
6	摘要	フリーテキスト	トランザクションを補足する摘要		

		文字列情報 決済の場合は加盟店名や、送金の場 合は送金相手名等
推奨	項目	
8	更新通知	Webhook 型の通知により、アクセ
		ス負荷を双方で軽減することが望
		ましい
9	データ反映	利用日から実際に明細データが反
	スピードに	映されるタイムラグを事前に把握
	係る記載	できることが望ましい

4. 今後に向けた検討事項

a 電子マネーの利用時には、電子マネー会社が発行するポイントが併用されることも多い。その取り扱い等につき、以下を今後の改定に向けた検討事項として記載する。

#	項目 or 記載内容	説明・備考
1	出金でのポイン	入出金もポイント利用額が分かる構成が望ましい
	ト利用額	
2	割引やキャッシ	割引やキャッシュバックがある場合は、別途、金額が分かれて
	ュバック	いることが望ましい
3	加盟店の「業種」	加盟店の「業種」は課税区分の判明に有益な情報であるため記
		載があることが望ましい
4	キャンセルや修	加盟店によるキャンセルや修正時に、現状想定されている入出
	正時に係る処理	金レスポンスで問題ないのかの確認(ポイント関係の取り扱い
	に係る項目	がどうなるかを含む)ができることが望ましい
5	後払い処理およ	後払いに関係する処理方法の確認。クレジットカードと同様に
	び利用内容の確	確定・未確定がある場合にはその情報の記載が望ましい
	定・未確定に係る	
	項目	
6	1つの購買で複数	1 つの購買で複数の決済手法が使われた場合(チャージ残高利
	の決済手法が使	用とオートチャージが行われた場合など)、1 つの決済情報とし
	われた場合の処	て記載されるかを検討
	理に係る項目	